平成２１年（フ）第８１７号
静岡県島田市御仮屋町8893番地の１
債務者　石山奈津子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４６号
静岡市駿河区小鹿928番地の１　パナグランデ望月306号
債務者　望月　澄子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０号
秋田県湯沢市字中野41番地３　コーポラスマルコシ202
債務者　佐藤　　勤
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月20日午前10時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第８０１号
静岡市駿河区下島392番地　長田マンション102号
債務者　松田　広美
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３９号
山口県萩市大字椿3062番地
破産者　有限会社福本建設
１　決定年月日　平成22年１月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第４５９号
埼玉県上尾市大字平方領々家113番地の１
破産者　葵車体株式会社
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５７号
埼玉県加須市大字多門寺482番地２
破産者　有限会社ケイアイ・アルミ
１　決定年月日　平成22年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３８号
横浜市緑区上山３丁目27番20号
破産者　有限会社美鈴興業
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１５号
愛知県岩倉市大地新町２丁目33番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中川区西中島２丁目106番地
破産者　有限会社ベンチャーリンク
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３１６号
名古屋市中区丸の内３丁目23番６号
破産者　株式会社アイフォロー
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７６６号
名古屋市中区大須４丁目11番39号
破産者　株式会社愛王
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３７２号
三重県桑名市星見ヶ丘５丁目801番地
破産者　本村　　適
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第７１９２号
大阪市平野区長吉六反１丁目２番３号
破産者　株式会社介護サービスセンターゆうまい
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５４０号
兵庫県尼崎市塚口町１丁目10番地の18
破産者　株式会社二御座
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９７０号
大阪府門真市上野口町37番８号
破産者　株式会社豊徳
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８４３号
大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号
破産者　株式会社藤蝶
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０４４号
大阪市大正区三軒家東４丁目10番29号
破産者　有限会社ＪＫロジスティックス
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７０１号
八尾市山賀町５丁目58番地、商業登記簿上の住所大阪府東大阪市御厨東２丁目５番27号
破産者　御厨塗装株式会社
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３５１号
大阪市中央区南本町２丁目３番12号　エイディビル11階、商業登記簿上の本店所在地大阪府八尾市東山本新町５丁目７番24号
破産者　株式会社フィッツ
１　決定年月日　平成22年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部